D:\モノクロ\17_飾りケイ・フキだし\01　飾りケイ\17KEI01B.jpgD:\モノクロ\17_飾りケイ・フキだし\01　飾りケイ\17KEI01B.jpg

鳥羽市産婦健康診査のご案内

産婦健康診査は、産後間もないお母さんが、心身ともに順調に回復しているかなど、お母さんの健康状態を確認するための健診です。医師や助産師の指示に従い、受けるようにしましょう。

対象者

　産婦健康診査を受診した日において鳥羽市に住所を有する産婦。

健診回数

　健診の回数は2回です（健診日程は医師や助産師と相談してください）。

　　　1回目　産後2週間前後

　　　2回目　産後1か月前後

健診費用

　産婦健康診査の公費負担額は1回5,000円です。公費負担額を超える場合は実費負担となります。（委託医療機関等で産婦健康診査結果票を使用しての受診が対象です。それ以外の健診は対象外（自費）となります）

持ち物

・　母子健康手帳

* 産婦健康診査結果票（※母子保健のしおりに封入されています）

(記入漏れがないよう記載をお願いします）

* 被保険者証

県内の委託産婦人科、委託助産所で受診することができます。

県外で産婦健康診査を希望される方は、健康係まで問い合わせください。

　　　　　　　　　　　　問い合わせ先　　鳥羽市健康福祉課健康係（☎　25-１１４６）

D:\モノクロ\17_飾りケイ・フキだし\01　飾りケイ\17KEI01B.jpgD:\モノクロ\17_飾りケイ・フキだし\01　飾りケイ\17KEI01B.jpg

R4.4.改